民法（債権法）改正と中小企業を巡る法律問題

H22.10.20　弁護士　児　玉　隆　晴

1　現行民法→１１０年余り抜本的な改正がなされていないが、判例・学説により補充

2　民法の役割→企業間の売買、賃貸借、委任、請負などの契約、損害賠償にも適用

3　民法（債権法）改正の動き

①民法（債権法）改正検討委員会（以下「検討委員会」と言う）の立ち上げと法務省幹部の参加→「国際的取引ルールを参考にした先進的民法典の作成と世界への発信」

②法務大臣の諮問機関である法制審議会民法部会を昨年１１月に設置→急ピッチで審議し、来年４月を目途に中間論点整理とパブリックコメントの手続。

4　基本的な問題点

「学究的？」過ぎて分かりにくい、及び国際的取引ルールの契約当事者と国内の中小企業とのギャップを、基本的には「無視」

5　具体的な問題点

1）契約書によって「無過失」でも「著しく高額」の賠償責任を負わされる危険性

事例　　　　　A ――――― B（機械の売買契約）

機械の製造販売を行っている中小企業のＡ社が、取引先の大手企業Ｂ社に、特注品の機械を１０００万円で売る契約をし、Ａ社がその機械を完成して引き渡そうとしたところ、その前日に機械を保管していた倉庫が、近隣の他社の工場からの失火により延焼を受け、その機械が倉庫と一緒に消滅した。そこで、Ｂ社は、この機械を１５００万円で転売して５００万円の利益を挙げようとしていたと主張し（通常は２００万円程度の転売利益しか得られない）、その利益が得られなかったことによる損害賠償として、A社に対し５００万円の請求をしてきたが、A社はこれに応じる義務があるか？

但し、AB 間の売買契約書には、次のような文言があった。

記

第１０条　ＡはＢに対し、下記の事由について引き受けた。

1）火災による本件機械の滅失ないし毀損などの事由の不存在

2）・・・・・

第１１条　B は A から引渡を受けた本件機械を第三者に１５００万円にて転売し利益を挙げることを企図しており、A はこれについては特段の異議を述べない。

①現行の解釈

ア）第１０条について→過失責任主義により原則として責任なし。例外有り。

イ）第１１条について（例外的に損害賠償が認められる場合）→原則として「通常生ずべき損害」の賠償で足りる（４１６条１項)。例外：「特別事情による損害」（同条２項）があり、転売による高額の利益の獲得の予見可能性が問題？

②改正案（検討委員会案）

ア）第１０条について→「契約において引き受けた」か否かで、損害賠償責任の成否を決定。第１０条は「火災による機械の滅失がないことを引き受けた」とする可能性。

イ）第１１条について→「予見可能ルール」採用。

③検討

ア）第１０条について→契約書に記載があれば、近隣からの延焼や第三者による放火等についてまで一律に責任発生する危険性有り。現行の過失責任主義が妥当。

イ）第１１条について→予見可能ルールの考え方で改正民法が出来上がると「債務者の予見可能性を広げるための文言」を契約書に記載する傾向あり。

２）中小企業が、相手方から些細な原因にも関わらず契約の解除をされてしまう危険性

事例　　A ―――― B（機械の売買契約）

上記の事例で、A社は完成した機械をB社に対して納期に引渡した（売買代金の支払いは納品から１ヶ月後)。ところが、B社は他社から同じような機械を安く購入できることが分かったので、A社の機械自体には問題がなかったものの本件売買契約を解除したいと考えた。そこで、A社の製造した機械に、たまたま取扱説明書の添付がさなされていなかったので、このことを理由としてA社に対し売買の解除通知をなした。B社の解除は認められるか？但し、AB間の売買契約書には、以下の条項が存在した。

記

第１２条　Aについて、以下の事情が存する場合は、本契約についての「重大な不履行」がなされたものとして、B社は解除できる。

１）納期において本件機械の引渡がなされないこと

２）納期において取扱説明書の引渡がなされないこと

①現行の解釈→催告解除が原則（５４１条)。なお、軽微な違反は解除不可（判例)。

②改正案（検討委員会案）→当事者の一方に契約の「重大な不履行」がある場合は、相手方は解除可能→第１２条に「納期に取扱説明書の引渡がないこと」が「重大な不履行」に当たると規定されている→催告なくして直ちに解除可能となる危険性が高い。

③検討→単に取扱説明書の引渡が遅れただけで直ちに解除ができるとするのは失当。

３）請負工事の瑕疵（かし）についての責任追求を厳しく制限されてしまう危険性

事例　　甲 ―――― 乙（建物の建築請負契約）

小売業を営む中小事業者の甲は、大手の建築業者の乙社に対して、本社建物の建築を依頼し、乙社が建物を完成したので引渡を受けた。ところが乙が引き渡しを受けて２年余り経った後に建物に雨漏りが発生したので、甲は乙に対して雨漏りの修理を請求した。この乙の請求は認められるか？

①現行の解釈→建物の瑕疵（不具合）は引き渡しから５年間は責任追及可能（６３８条　但し品質確保法：雨漏りの瑕疵については引き渡しから１０年間）

②改正案（検討委員会案）→事業者である注文主は、瑕疵を「知ることができた時」（通常は引渡時）から合理的期間内に瑕疵を発見して通知すべき→合理的期間としては「引き渡しから６ヶ月～１年程度」とされる可能性あり→その後は責任追及不可。

③検討→改正案では、中小事業者は瑕疵の調査能力が乏しいにも関わらず、専門外の瑕疵についても引き渡しから速やかに調査すべきことになって不当。

４）中小企業の間で、債権回収のあり方に不公平が生じる危険性

事例　A ―――――――― B ―――――――― C

（ガラス等の売買契約）　（建物建築請負契約）

ガラス・サッシの販売業者の中小企業A社は、建築業者のB社から注文を受け、ガラスやサッシを代金３００万円で販売し、建築現場に納入した。ところが、そのB社が代金を支払わないので、AがBに事情を聞いたところ、元請業者のC社が、「Bが建築した建物に瑕疵がある」などといいがかりをつけて代金５０００万円を、全く支払わないのでBもAに支払えないことが判明した。Bはこのために債務超過になり、事実上倒産状態にある（B社代表者も、その後所在不明）。そこで、Aは直接にCに対して販売代金を請求し、自己の債権回収を図りたいが、これは認められるか？

①現行の解釈→Aは、Bが無資力である場合には債権者代位権を行使してCに代金請求ができ、Cから引渡を受けた金銭と自己（A）の債権との間で相殺して優先的に債権回収することが可能。

②改正案（検討委員会案）→相殺による債権の優先的回収を否定。但し、Aが孫請負人などの請負業者（委託業者も）の場合には、例外的にCに対する直接請求権を認める。

③検討→改正案では、売買か請負かによって、債権回収において不公平な扱いになる。

5）中小企業に対する詐害行為を誘発する危険性

事例　　甲 ―――――――――――――― 乙 ――――――――――――――― 丙

（洋服仕立て請負契約）　（本社ビルの代物弁済契約）

洋服の仕立て業者の中小企業の甲社は、乙社からの注文を受けて大量の洋服の仕立てを行い納品した。ところが、その仕立て代金５００万円の支払いがなされないので、甲が乙に事情を聞いたところ、折からの不況で乙の資金繰りが苦しいので支払を待って欲しいとのことであった。しかし、その後乙社が自社ビルの土地建物の所有名義を丙社の名義に変えたので、甲が乙に再び事情を問いただたところ、乙は、「乙が丙に対して２０００万円の借入金債務があり、その弁済のために、乙の土地建物を時価２０００万円と評価して丙社に引渡した（代物弁済）ので、乙は見返りを受けることができなかった。他に乙に資産もないので甲に対する代金支払いは全く出来ない」とのことであった。

ところが、この土地建物の時価は３０００万円を上回っており、２０００万円での代物弁済は、過剰な代物弁済であって債権者甲を害する行為（詐害行為）と思われる。この場合、甲は、乙丙間の代物弁済を取り消して、速やかに自己の代金の回収を図ることができるか？

①現行の解釈→甲は、詐害行為取消権を行使して甲・乙間の「過剰な代物弁済行為」の取消が可能→丙がこれに応じて過剰部分の５００万円を甲に引き渡した場合は、甲は相殺によって優先的に代金回収可能。

②改正案（検討委員会案）→甲が相殺により優先的に回収することは、３ヶ月間（または１ヶ月間）禁止。

③検討→改正案では、回収を急ぐ場合は、甲は、乙の甲に対する５００万円の金銭引渡請求権の差押えによる回収をする他はない→乙に対する他の大口債権者（例えば1億円）が差押手続に参加した場合は、甲は債権額に応じた按分比例でしか回収できない。

6）債権譲渡におけるコスト増等の危険性

①現行法は債権譲渡の第三者対抗要件として、内容証明郵便による通知の方法を認める。

②改正案（検討委員会案）は、債権譲渡登記の利用を一律に強制する。

③検討→改正案の立場に立つと、中小企業としては登記手数料（現状では内容証明郵便の費用よりも高い）を負担→コストがかかる。現状では債権譲渡登記を受け付けている法務局は、全国でも東京の１カ所→遠隔地の中小企業は債権譲渡登記の申請が面倒。

6　今後の展望と対策

1）検討委員会案が、近い将来に正式な法制審議会の意見として法務大臣に提出され、法務大臣はそのままこれを国会に提出し、可決承認を得ようとする可能性あり。

2）阻止の方法：パブリックコメントに応じて意見書を提出。国会議員への働きかけ。

以上